



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	5
告示	指定管理者が収受する利用料金(神戸市立海浜公園有料公園施設)	建設局公園部管理課	7
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	8
告示	地縁による団体の認可について(小東台東自治会)	地域協働局地域活性課	9
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	17
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	20
公告	神戸市空家空地対策の推進に関する条例第16条第2項による特定空家等の公告	建築住宅局建築指導部安全対策課	21
公告	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項後段の規定による特定空家等の公告	建築住宅局建築指導部安全対策課	22
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	23
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(カルチュエリベルテ学園都市一戸建住宅街区一建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	27
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部建築安全課	28
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市垂水区桃山台6丁目)	都市局都市計画課	29
人事委員会	採用の選考に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	30

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市学校給食費の管理に関する条例（令和5年3月条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、学校給食費の額は、同項の額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(1) 学校給食において使用する食材に関して特別の配慮を必要とすると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合

(学校給食費の納付)

第3条 条例第5条の規則で定める日（以下「納付期限」という。）は、別表第2の左欄に掲げる期別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日（その日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）とする。

2 学校給食費負担者は、前項に定める納付期限ごとに、別表第1に規定する学校給食費の額に年度において学校給食を実施する予定の日数（以下「年間実施予定日数」という。）を乗じて得た額を11で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下「月ごとの納付額」という。）を納付しなければならない。ただし、期別のうち1期及び9期の納付額は、その倍額とする。

3 市長は、月ごとの納付額に11を乗じて得た額と別表第1に規定する学校給食

費の額に年間実施予定日数を乗じて得た額との間に差額があるときは、その差額に相当する額を期別のうち9期に納付すべき額に加算し、又はこれから減額する。

- 4 市長は、第1項に規定する納付期限及び前2項に規定する納付額により難いと認めるときは、これらの規定にかかわらず、納付期限及び納付額を相当なものに変更することができる。

(学校給食費の調整)

第4条 学校給食費負担者は、年度における学校給食を実施する日(学校給食を実施しない日のうち食材料費が発生する日を含む。)の合計日数(以下「確定日数」という。)が年間実施予定日数を上回る場合は、別表第1に規定する学校給食費の額に確定日数を乗じて得た額と年間実施予定日数を乗じて得た額との差額を、市長が定める相当の期限までに納付しなければならない。

- 2 市長は、確定日数が年間実施予定日数を下回る場合は、当該年度において学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

(還付及び充当)

第5条 市長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けべき学校給食費負担者に係る学校給食費の未納があるときは、前項の規定にかかわらず、その過誤納金をこれに充当することができる。

(遅延利息)

第6条 学校給食費の遅延利息については、神戸市債権の管理に関する条例(平成28年3月条例第29号)に定めるところによる。

- 2 前項の遅延利息は、納付期限(第3条第4項の規定により変更したときは、その変更後のもの)の翌日から納付の日までの期間に応じ遅延した学校給食費の金額に法定利率を乗じて得た額とする。

(準用)

第7条 この規則の規定は、幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提

供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(学校給食費の徴収に関する特例)

3 当分の間、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）で実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第2条第1項及び第2項に規定する額の半額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前項の規定は、学校給食を受ける生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間又は学校給食を受ける生徒の保護者等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間において、これらの生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。

5 附則第3項の規定は、第7条において準用する第2条第1項及び第2項による幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係る学校給食費の額については、適用しない。

別表第1（第2条関係）

区分	学校給食費の額 (1日あたり)
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童	260円

特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒	260円
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（主食・副食分）	280円
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（牛乳分）	学校給食用牛乳供給における学校給食費負担額を勘案して年度ごとに市長が定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

別表第2（第3条関係）

期別	納付期限
1期（4月分及び5月分）	6月末日
2期（6月分）	7月末日
3期（7月分）	8月末日
4期（9月分）	9月末日
5期（10月分）	10月末日
6期（11月分）	11月末日
7期（12月分）	12月末日
8期（1月分）	1月末日
9期（2月分及び3月分）	2月末日

備考 4期には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含む。

神戸市告示第317号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月3日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 2台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年7月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 51台 原動機付自転車 4台	令和5年7月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和5年7月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年7月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和5年7月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年7月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 0台	令和5年7月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年7月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第318号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第23条の2の規定により、海浜公園の指定管理者となった須磨海浜公園パークマネジメント組織代表者株式会社サンケイビルが、同条例第16条の2第1項の規定により、その収入として收受する有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額 有料公園施設（付属設備を除く。）の利用料金の額

種類	都市公園名	利用料金	
集会室	海浜公園	1時間	1,000円

備考

- 1 同条例第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用料金は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の5倍に相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収しないとき。この表に定める額の3倍に相当する額
 - (2) 営利を目的としない場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の2倍に相当する額
- 2 正規の利用時間以外の時間における有料公園施設の利用に係る利用料金は、この表に定める額（前項の場合においては、同項による額）の1.5倍に相当する額とする。

2 施行日

令和5年9月1日

神戸市告示第319号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
地域活動賞	表彰等専用市長の印	4の2	れい書	方30
あじさい賞	表彰等専用市長の印	4の2	れい書	方30

神戸市告示第320号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

神戸市長 久元喜造

- 1 名称
小東台東自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、住民の福祉増進と親睦を図り、清潔で明るく、住みよいまちづくりのために、次の事業を行う。
 1. 会員相互の連絡と親睦を図ること。
 2. 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
 3. 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
 4. 福利、厚生等に関すること。
 5. 生活改善、文化、体育等に関すること。
 6. 防火、防犯等に関すること。
 7. 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
 8. その他目的達成に必要なこと。
- 3 区域
小東台東1番1号から9番25号、868番1422から868番1461及び小東台東公園
- 4 主たる事務所
神戸市垂水区小東台東9番14号
- 5 代表者の氏名
宇都 浩史
- 6 代表者の住所
神戸市垂水区小東台東868番1456
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止
なし
- 8 職務代行者の選任
なし
- 9 代理人
なし
- 10 規約に定めた解散の事由
なし
- 11 認可年月日
令和5年8月15日

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

神戸市告示第321号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860590526	エスポワール訪問看護ステーション兵庫	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町二丁目1番19号	株式会社M-SL	大阪府大阪府西成区潮路一丁目9番1号YOUビル2階203号	令和5年8月1日	介護予防訪問看護
2860590526	エスポワール訪問看護ステーション兵庫	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町二丁目1番19号	株式会社M-SL	大阪府大阪府西成区潮路一丁目9番1号YOUビル2階203号	令和5年8月1日	訪問看護
2860590534	訪問看護レーヴ	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3	令和5年8月1日	介護予防訪問看護
2860590534	訪問看護レーヴ	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3	令和5年8月1日	訪問看護
2865090589	訪問看護ステーション祥	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町一丁目5-2ソレイユ301号室	合同会社sachi	兵庫県神戸市北区筑紫が丘八丁目6番地の6	令和5年8月1日	介護予防訪問看護

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

2865090589	訪問看護ステーション 祥	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町一丁目5-2 ソレイユ 301号室	合同会社 s a c h i	兵庫県神戸市北区筑紫が丘八丁目6番地の6	令和5年8月1日	訪問看護
2865090597	一般財団法人仁明会 訪問看護ステーション はんず北神戸	兵庫県神戸市北区藤原台中町2丁目15-15 レユシー ル. S 305号室	一般財団法人仁明会	兵庫県西宮市甲山町53-20	令和5年8月1日	介護予防訪問看護
2865090597	一般財団法人仁明会 訪問看護ステーション はんず北神戸	兵庫県神戸市北区藤原台中町2丁目15-15 レユシー ル. S 305号室	一般財団法人仁明会	兵庫県西宮市甲山町53-20	令和5年8月1日	訪問看護
2865290601	訪問看護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬43-1 ブエナ・ビスタ 106号室	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬510番地の2	令和5年8月1日	介護予防訪問看護
2865290601	訪問看護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬43-1 ブエナ・ビスタ 106号室	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬510番地の2	令和5年8月1日	訪問看護
2865290619	うみ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区南別府4丁目61-1 プリシェール南別府 105号	アツシメディカル株式会社	兵庫県明石市林崎町三丁目550番地の12 ロレーヌハイツ明石林崎 106号	令和5年8月1日	介護予防訪問看護

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

2865290619	うみ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区南別府4丁目61-1 プリシエール南別府105号	アツシメディカル株式会社	兵庫県明石市林崎町三丁目550番地の12 ロレーヌハイツ明石林崎106号	令和5年8月1日	訪問看護
2870703580	ケアプランセンター結	兵庫県神戸市須磨区衣掛町5丁目3-9-802	合同会社La Tree	兵庫県神戸市須磨区衣掛町5丁目3-9	令和5年8月1日	居宅介護支援
2870703598	介護ショップひまわり須磨店	兵庫県神戸市須磨区弥栄台3-1-1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	令和5年8月1日	介護予防福祉用具貸与
2870703598	介護ショップひまわり須磨店	兵庫県神戸市須磨区弥栄台3-1-1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	令和5年8月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870703598	介護ショップひまわり須磨店	兵庫県神戸市須磨区弥栄台3-1-1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	令和5年8月1日	特定福祉用具販売
2870703598	介護ショップひまわり須磨店	兵庫県神戸市須磨区弥栄台3-1-1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	令和5年8月1日	福祉用具貸与

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

2875004257	ダスキンヘルスレント神戸北ステーション	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダスキンユニオン	兵庫県加古川市野口町坂元 329 番地の 60	令和 5 年 8 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2875004257	ダスキンヘルスレント神戸北ステーション	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダスキンユニオン	兵庫県加古川市野口町坂元 329 番地の 60	令和 5 年 8 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2875004257	ダスキンヘルスレント神戸北ステーション	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダスキンユニオン	兵庫県加古川市野口町坂元 329 番地の 60	令和 5 年 8 月 1 日	特定福祉用具販売
2875004257	ダスキンヘルスレント神戸北ステーション	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダスキンユニオン	兵庫県加古川市野口町坂元 329 番地の 60	令和 5 年 8 月 1 日	福祉用具貸与
2875104420	ハピリフケアセンター	兵庫県神戸市中央区加納町 3 丁目 12 番 4 - 202 号室	合同会社タカハシ	兵庫県神戸市中央区山本通 3 丁目 16 番 22 号	令和 5 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2875104438	訪問介護ステーション あおいそら	兵庫県神戸市中央区中町通 2 - 3 - 2	医療法人社団ホームケアクリニックこうべ	兵庫県神戸市中央区中町通 2 - 3 - 2	令和 5 年 8 月 1 日	訪問介護
2875205292	訪問介護事業所 サフィニア	兵庫県神戸市西区玉津町今津 128 - 2	サフィニア株式会社	兵庫県神戸市西区玉津町今津 128 - 2	令和 5 年 8 月 1 日	訪問介護

神戸市告示第322号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる所在地	廃止・辞退の年月日	サービス種類
2870501729	デイサービスりんく神戸	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4-21	有限会社デイクエアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和5年7月5日	通所介護
2870503808	リンクヘルパーステーション	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	有限会社デイクエアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和5年7月5日	訪問介護
2870804248	サポートステーションファイン	兵庫県神戸市垂水区城が山2丁目1-7-201	ファイナラゴ株式会社	兵庫県神戸市垂水区大町5丁目5-27	令和5年7月12日	訪問介護
2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95	令和5年7月19日	介護予防福祉用具貸与
2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95	令和5年7月19日	特定介護予防福祉用具販売

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95	令和5年7月19日	特定福祉用具販売
2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸市中央区江戸町95	令和5年7月19日	福祉用具貸与
2870802598	水仙在宅介護センター	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	げだつ神戸合同会社	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	令和5年7月31日	訪問介護
2875104222	マナマナ	兵庫県神戸市中央区宮本通3丁目1番7号 SIハイツ宮本2F	株式会社ジヤット	兵庫県神戸市中央区宮本通3丁目1番7号 SIハイツ宮本2F	令和5年7月31日	訪問介護

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

神戸市告示第323号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2875205292	訪問介護事業所 サフィニア	兵庫県神戸市西区玉津町今津128-2	サフィニア株式会社	兵庫県神戸市西区玉津町今津128-2	令和5年8月1日	介護予防訪問サービス
2875205292	訪問介護事業所 サフィニア	兵庫県神戸市西区玉津町今津128-2	サフィニア株式会社	兵庫県神戸市西区玉津町今津128-2	令和5年8月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第324号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる所在地	廃止・辞退の年月日	サービス種類
2870501729	デイサービスりんく神戸	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4-21	有限会社デイクエアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和5年7月5日	介護予防通所サービス
2870503808	リンクヘルパーステーション	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	有限会社デイクエアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和5年7月5日	介護予防訪問サービス
2870503808	リンクヘルパーステーション	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	有限会社デイクエアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和5年7月5日	生活支援訪問サービス
2870804248	サポートステーションファイン	兵庫県神戸市垂水区城が山2丁目1-7-201	ファインラボ株式会社	兵庫県神戸市垂水区大町5丁目5-27	令和5年7月12日	介護予防訪問サービス
2870804248	サポートステーションファイン	兵庫県神戸市垂水区城が山2丁目1-7-201	ファインラボ株式会社	兵庫県神戸市垂水区大町5丁目5-27	令和5年7月12日	生活支援訪問サービス

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

2875001667	デイサービスシャローム神戸	兵庫県神戸市北区有野台8丁目4-1パルシア神戸1F	セブンスデー・アドベンチスト教団	神奈川県横浜市旭区上川井町846	令和5年7月22日	介護予防通所サービス
2870502420	デイサービスあさんて	兵庫県神戸市兵庫区矢部町20-13	株式会社なごみ	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号兵庫駅前ビル201	令和5年7月31日	介護予防通所サービス
2870802598	水仙在宅介護センター	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	げだつ神戸合同会社	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	令和5年7月31日	介護予防訪問サービス
2870802598	水仙在宅介護センター	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	げだつ神戸合同会社	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目17-7 舞子坂ハイツ101号	令和5年7月31日	生活支援訪問サービス
2875104222	マナマナ	兵庫県神戸市中央区宮本通3丁目1番7号 SIハイツ宮本2F	株式会社ジャット	兵庫県神戸市中央区宮本通3丁目1番7号 SIハイツ宮本2F	令和5年7月31日	介護予防訪問サービス
2873003012	j-care 立花	兵庫県尼崎市昭和通3丁目90-1 尼崎K・Rビルディング701号室	ケアエンタープライズ株式会社	大阪府大阪市淀川区十三東一丁目17番19号	令和5年7月8日	介護予防訪問サービス

2873003012	j-care 立花	兵庫県尼崎市昭和通3丁目90-1 尼崎K・Rビルディング701号室	ケアエンタープライズ株式会社	大阪府大阪市淀川区十三東一丁目17番19号	令和5年7月8日	生活支援訪問サービス
------------	-----------	--------------------------------------	----------------	-----------------------	----------	------------

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

神戸市告示第325号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる所在地	廃止・辞退の年月日	サービス種類
2875001667	デイサービスシャローム神戸	兵庫県神戸市北区有野台8丁目4-1パルシア神戸1F	セブンスデー・アドベンチスト教団	神奈川県横浜市旭区上川井町846	令和5年7月22日	地域密着型通所介護
2870502420	デイサービスあさんて	兵庫県神戸市兵庫区矢部町20-13	株式会社なごみ	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号兵庫駅前ビル201	令和5年7月31日	地域密着型通所介護

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる下記建築物について、その共有者2名の内1名（以下「所有者等」という。）の所在が確知できないため、条例第16条第1項の規定に基づく応急的危険回避措置の実施について、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 対象となる特定空家等の所在地
住居表示 神戸市須磨区大手町2丁目8-14
地 番 神戸市須磨区大手町2丁目59番地 家屋番号59番1
- 2 実施予定日
9月4日から9月15日まで
- 3 措置の内容
 - ・剥落するおそれのある瓦及びモルタルの撤去
 - ・軒先瓦ズレ止め
 - ・耐候性シート設置及びネット掛け
4. 応急的危険回避措置に要する費用の概算費用
約1,100千円
5. 費用負担について
共有者2名につき、費用の1/2ずつ請求する。

問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-595-6573

FAX 078-595-6664

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる下記建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月16日

神戸市長 久元喜造

1 対象となる特定空家等の所在地

- ① 地番 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番13（家屋番号6番13）（位置図①に示すとおり）
- ② 地番 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番13（位置図②に示すとおり）

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等の解体除却等を行うこと。また、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を搬出し、適切に処理すること。

3 措置の期限

令和5年9月13日

期限までに措置が履行されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行います。

4 動産等の取扱い

市長等が当該特定空家等の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地内に残置されている動産等を撤去・処分等適切に処理を行います。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の措置の期限までに下記の問い合わせ先に通知してください。



問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-595-6573

FAX 078-595-6664

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年8月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区京地 板谷 奈鳳	神戸市北区大沢町 小西 篤信	北区大沢町上大沢字西小谷 2189	田 1,432	本公告日 令和6年12月31日	18,450円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 佐藤 麻由美	神戸市北区山田町 前中 恵子	北区山田町原野字樋詰 24 北区山田町原野字樋詰 27 北区山田町原野字樋詰 30 北区山田町原野字樋詰 31	田 436 田 317 田 297 田 436	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山田町 西田 良輔	神戸市北区山田町 森本 ひとみ	北区山田町福地字ケチ原 5-1	田 973	本公告日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山田町 西田 良輔	神戸市北区山田町 東田 千江美	北区山田町東下字ケチ原 17 北区山田町東下字ケチ原 18	田 1,061 田 1,199	本公告日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 武野 辰雄	神戸市北区淡河町 武野 俊雄	北区淡河町淡河字久保垣 756-1 北区淡河町淡河字薬師 2108 北区淡河町淡河字五反田 2126 北区淡河町淡河字室 2425 北区淡河町淡河字歳田 2448 北区淡河町淡河字歳田 2472 北区淡河町淡河字弘法垣 2568	田 1,103 田 1,601 田 1,447 田 2,700 田 2,600 畑 121 田 871	令和5年9月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

神戸市西区神出町 藤田 泰利	神戸市西区神出町 押部 正博	西区神出町宝勢字上場西筋 1875- 1 西区神出町宝勢字中場六反場 3588 西区神出町宝勢字中場六反場 3589 西区神出町宝勢字中場六反場 3591	田 1,451 田 2,771 田 1,848 田 449	本公告日 令和15年3月31日	14,510円／1筆 27,710円／1筆 18,480円／1筆 4,490円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区鈴蘭台南町 小山 須良	神戸市西区井吹台西町 成清 嘉秀	西区押部谷町木見字向井 513	畑 488	本公告日 令和16年3月31日	50,000円／1筆	賃貸借権設定	施設園芸として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和5年8月29日 神戸市公報第3823号

(2) 中間管理

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 安場 勇	北区八多町吉尾字鹿堀 1561 北区八多町吉尾字大松 1577	田 887	令和5年8月31日 令和16年3月31日	7,983円/1筆 12,699円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中に乙の指定する方法で支払う。
	神戸市北区八多町 前田 糸穂		神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘					田 1,411
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 中西 波瑠	北区淡河町中山字西前田 821	田 3,238	令和5年8月31日 令和16年3月31日	35,618円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
	神戸市東灘区住吉東町 石原 富美子		神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘					田 3,238
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区井吹台西町 橋本 和代	西区玉津町今津字西垣内 65-1 西区玉津町今津字西垣内 65-5 西区玉津町今津字西垣内 66	田 617	令和5年8月31日 令和16年3月31日	6,471円/1筆 10円/1筆 13,519円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
	尼崎市南塚口町 佐々木 隆仁		神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘					田 0.8 田 1,289

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
カルチャーリベルテ学園都市－戸建住宅街区－建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園東町3丁目1884番45 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年9月20日（水）
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年8月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-6号	令和5年8月14日	神戸市垂水区美山台1丁目809番37	14.39	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年8月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区桃山台6丁目1359番6、桃山台7丁目1359番9、1494番2、1494番8、1494番9、1494番10、1359番10、1495番3、1499番19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区多聞通三丁目3番16号 甲南第一ビル201号
商業土地開発株式会社
代表取締役 近藤 剛志
- 3 許可番号
令和4年11月2日 第8084号
(変更許可 令和5年7月12日 第2064号)

採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第3号

採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

採用の選考に関する規則（昭和31年3月20日人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分について、改正後の欄に掲げる下線の表示部分のとおり追加する。

改正後	改正前
<p>第1条 選考により採用することができる職は、別表の甲欄に掲げる職とし、その選考の基準は次の各号に定めるものとする。<u>ただし、人事委員会が別に定める特別の場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) 別表の乙欄に掲げる資格要件を有すること。</p> <p>(2) 必要に応じて実施する身体検査に合格すること。</p>	<p>第1条 選考により採用することができる職は、別表の甲欄に掲げる職とし、その選考の基準は次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表の乙欄に掲げる資格要件を有すること。</p> <p>(2) 必要に応じて実施する身体検査に合格すること。</p>
<p>第2条 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和5年8月18日から施行する。